

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する熊野町職員対応要領」の概要

### 1 目 的

平成28年4月1日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）が施行されることに伴い、職員が事務・事業を実施するに当たり、職員による障害者に対する差別的取扱いの禁止と、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供等について必要な事項を定める。

### 2 構 成

対応要領は、本文と別紙（留意事項）の二段構成としている。

本文には、目的、不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供、監督者の責務、相談体制の整備、対応措置、及び研修・啓発を規定。

別紙（留意事項）には、不当な差別的取扱いや合理的配慮の提供に関する基本的な考え方や、その具体例等を規定。

### 3 概 要

職員は、事務・事業を行うに当たり、障害のある人に不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

職員は、障害のある人から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が「過重な負担」でないときは、当該社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的配慮（別紙第6参照）の提供をしなければならない。

「過重な負担」... 次の要素を総合的に勘案し、個別の事案ごとに事業主が判断

事業活動への影響の程度

実現困難度

費用・負担の程度

事業所の規模

事業所の財務状況

監督者は、職員に法の趣旨を周知し、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導等をするとともに、障害を理由とする差別に関する問題が生じた場合は、迅速かつ適正に対処しなければならない。

職員による障害を理由とする差別に関する障害者及びその家族、またその他の関係者からの相談等に適正に対応するため、相談窓口を「民生部民生課」に置く。

障害を理由とする差別の解消を図るため、「総務部総務課」において必要な研修や啓発を実施する。